○制度概要

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担を実施するため、令和５年３月議会において、「飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」が議決され、令和５年４月１日に施行しました。

また、候補者の政策等を有権者が知る機会を確保するため、選挙公報の配布を実施するべく、「飛騨市選挙公報の発行に関する条例」も議決され、同じく令和５年４月１日に施行しました。

○選挙公営の種類

飛騨市議会議員又は飛騨市長の選挙の場合、選挙公営の種類としては、次の（１）から（４）までのものがあります。

（１） 選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみ行うもの（公費負担）

- 選挙運動用自動車の使用（※R5.4.1 以降の選挙から適用）
- 選挙運動用ポスターの作成（※R5.4.1 以降の選挙から適用）
- 選挙運動用ビラの作成（※R5.4.1 以降の選挙から適用）
- 選挙運動用通常葉書の交付

（２） 選挙管理委員会がその全部を行うもの

- 投票記載所の候補者氏名等の掲示

（３） 内容は候補者が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの

- ポスター掲示場の設置
- 選挙公報の発行（※R5.4.1 以降の選挙から適用）

（４）選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの

- 公営施設利用の個人演説会

○公費負担の限度額について

（１） 選挙運動用自動車の使用

公費負担	上限単価等	限度額

１　一般乗用旅客自動車運送業者との契約（ハイヤー方式）	選挙運動自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日について１台に限る）	６４，５００円/日	４５１，５００円 （６４，５００円×７日）
２　その他の契約（個別契約）	（１）　自動車の借入れ契約 選挙運動自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日について１台に限る）	１６，１００円/日	１１２，７００円 （１６，１００円×７日）
	（２）　燃料の供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	７，７００円/日	５３，９００円 （７，７００円×７日）
	（３）　運転手の雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日において１人に限る）	１２，５００円/日	８７，５００円 （１２，５００円×７日）

※上限額を定額で交付するものではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する。
※選挙運動用自動車の費用は、無投票の場合、告示日１日分を対象とします。

（２）　選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数（A）	上限単価（B）	限度額（A×B）
市長選挙	16,000 枚	７円７３銭	123,680 円
市議会議員選挙	4,000 枚	７円７３銭	30,920 円

（３）　選挙運動用ポスターの作成

選挙種別	上限枚数（A）	上限単価（B）	限度額（A×B）
市長選挙 市議会議員選挙	１７７枚	2,329 円/枚 （541 円 31 銭×ポスター掲示場数＋316,250 円）÷掲示場数	412,233 円 （2,329 円×掲示場数）

※ポスターの掲示場数は、選挙管理委員会が選挙の都度、決定します。

※上記は、ポスター掲示場が１７７箇所の場合です。

○対象となる候補者

供託物没収点（市議会議員：有効投票総数を選挙区の議員定数で除した数の１０分の１、市長：有効投票総数の１０分の１）に達する得票を得られないと、公費負担を受けられません。

市長選挙における供託物没収点・・・有効投票×１／１０

市議会議員選挙における供託物没収点・・・有効投票÷議員定数（１４人）×１／１０

○対象となる期間

告示日から、選挙期日の前日まで（選挙運動のできる期間）が公費負担の対象期間となります。なお、無投票となった場合は、告示日に限り公費負担の対象期間となります。

○選挙公報の発行

選挙公報の発行は、候補者の経歴や政見などを記載したもので、選挙の際に発行されるものです。

候補者から提出された掲載原稿を記載した文書を、新聞折込等により、公費で有権者に配布するものです。選挙期日の２日前までに配布します。